

仙台大学大学院 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する修士論文に係る評価に当たっての基準に関すること

審査体制・方法・評価基準

(1) 審査体制

学位論文の審査申請を行った院生の指導教員及び副指導教員を含む、3名の教員で論文審査専門委員会を構成し、申請論文ごとに主査1名及び副査2名以上で審査を行う。

(2) 審査方法

学位論文の審査は、論文審査及び試験によって行う。

(3) 論文の評価基準

修士論文並びに特定の課題についての研究の成果の評価基準は、以下の通りである
修士論文

- a) 設定された課題に独創性、新規性があること。
- b) 論文全体に論理性があること。
- c) 研究論文に学術的な価値や有効性があること。
- d) 先行研究を十分に検討していること。
- e) 研究目的が明確であること。
- f) 研究方法が妥当であること。
- g) 研究結果が客観性、信頼性を有していること。

特定の課題についての研究の成果

- a) 設定された課題に独創性、新規性があること。
- b) 論文全体に論理性があること。
- c) 論文に実践的、実務的な価値や有効性があること。
- d) 先行研究を十分に検討していること。
- e) 研究目的が明確であること。
- f) 研究方法が妥当であること。
- g) 研究結果が客観性、信頼性を有していること。